

2007年9月28日

川崎市長 阿部 孝夫 様

まちづくり・環境運動川崎市民連絡会

開発業者寄り、市議会・条例軽視の、まちづくり行政の転換を求めます。

諸課題解決に精励されておられることに敬意を表します。

本日、「長谷工マンションの被害軽減を求める住民の会」、「トナミ運輸倉庫増築に関する住民の会」「ニコン跡地対策住民の会」3団体が共同で市長宛に抗議文を提出するという事態に立ち至っています。

まち連は、川崎市内で乱開発から住環境、緑環境を守る活動を行っている住民運動団体個人のネットワーク組織として、当初から3団体が直面した問題や経過について関心をもってきました。そして現在3者が等しく直面している困難の主たる要因が、市のまちづくり行政のあり方によってもたらされているとの共通の認識に至りました。

第1は、請願・陳情に関する市議会の審議と結論に対する軽視、無視です。3団体に係る請願・陳情はこの間、市議会において「採択」2つ「趣旨採択」4つに達します。ところがこれを受けての行政の動きは、極めて消極的、形式的でおざなりといわざるを得ません。計画に対する厳しい批判と、事業者に断固たる姿勢で臨むよう求める議会の追及に対し、局長は、計画変更や住民との誠意ある話し合いを求めて事業者を指導すると約束、答弁した筈でした。

自治体が首長と議会という2元代表性を取っており、議会が直ちに行政執行を拘束するものではないにしても、この間の行政の対応はあまりにも市議会の意志をないがしろにしているといわざるを得ません。「結局あの審議と採択は何だったのか?」。行政不信が議会不信に転化しかねない状況です。

第2は、行政が自ら抛るべき条例の運用において極めて事業者よりの対応で一貫していることです。

① 新作のゴールドクレストの露骨なアセス逃れに対して、横行するアセス逃れを防止するためにわざわざアセス条例を改正して導入した条項（複合開発事業条項）を適用せず、勧告と従わない場合の社会的制裁（指名公表）を発動しようとしません。

② 末長長谷工マンションについても、市長が「日照障害の改善策を講じるよう」アセス審査書をだし遵守を求めておきながら、議会請願採択に基づく3局長の指導に応じようとしない長谷工の対応をそのままにして「承認」をしてしまいました。また条例に定められた公園提供義務を逃れて土地代相当の金銭支払で済まそうとする長谷工の常套手段をも

認めてしまいました。本来緑化基金対応は「市長が必要がないと認めるとき」の例外規定であるはずなのに、いずれを選ぶかの選択権は事業者にあるという明らかに誤った条例解釈に固執しています。

③トナミ運輸の会社の対応は他に例をみない異常なものです。市議会趣旨採択に基づき、局長名でトナミ本社に住民との話し合いを求めたのに対し、一切を弁護士に任せているとして本社としての対応を拒否したのです。130万都市の行政のプライドにかけても断固たる対応をとるのかと思いきや、弁護士の回答すらないのに「承認」おろしてしまったのです。

第3は、こうした行政の態度を合理化する論拠としてかならず使われる「行政には事業者を強制的に従わせる権限がない」という言い訳の誤りについてです。地方分権とはいえ、法が条例の上位に立つことは承知しています。

しかし、先にふれたアセス逃れに対する市長の権限の規定のほか、総合調整条例にも事業者横暴に歯止めをかけるれっきとした条項が存在しています。即ち、条例は、「承認」を受けた以後でなければ事業着手はできず、これに違反した場合、市長は工事の停止を勧告・命令でき、この命令にも違反した者は、「6月以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処すると」定められています。

承認をおろすかおろさないかは市の権限です。その違反には罰則の担保がついているのです。長谷工が市長審査書に従わず、したがって協議が終了していない以上、承認を出さないことは市が手中にしている権限であることは明白です。

「承認をおろさなければ業者に訴えられる」というのも、再三耳にする言葉です。裁判云々は、事業者が行政に早期の許認可を迫る武器にはなっても、住民に対する脅し効果を狙ったとしたら見当違いです。私たちの回答は、「もし事業者が本当に訴えるのなら堂々と受けてたってほしい。市民こぞって市の応援にはせ参じます」というものです。

私たちは各種の経験を通して、乱開発を可能にする根元が、欧米に比してあまりに緩すぎるまちづくり・建築法制度の規制（ルール）にあることを確認しています。自治体権限に限界のあることを承知した上で、「市民が主役の市民自治確立をめざす市自治基本条例」の理念にのっとり、市民との協同で乱開発業者と立ち向かう立場への転換を心から望むものです。

当面、3団体に対する事業者の横暴に歯止めをかけるためあらゆる手立てを動員することを切望します。

あわせて、「周辺と調和した開発」を謳って制定された総合調整条例が、乱開発の抑制の役割を果たさず、「事業者、市民の相互の理解及び協力を促進する」（第1条目的）どころか、事業者の一方的な計画推進にお墨付きをあたえる手続きと化している現状を変えるため、住民参加のもと、その抜本的見直しを開始するよう要望します。

その入り口として、局長クラスとの対話の場をもたれるよう申し入れるものです。

以上